

自治体のみなさま



「施策マップ」 施策情報登録サイト 使い方ガイド

Ver.1

中小企業庁
施策情報登録システム
運用担当

目次

1. 情報登録について

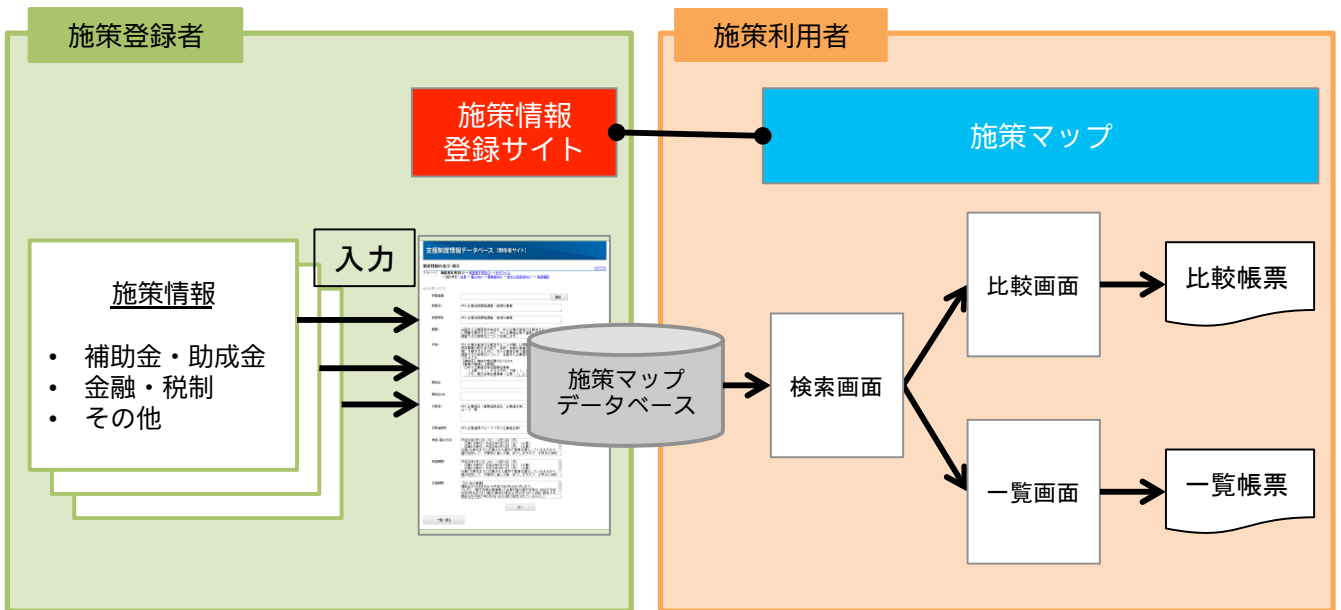
2. 利用申請について
 - ステップ1. 申請する
 - ステップ2. 情報を入力する
 - ステップ3. ログインする

3. よくあるお問い合わせ

4. お問い合わせ先

1. 情報登録について

施策マップは、各自治体向けに中小企業・小規模事業者を支援する施策情報を登録頂くための専用画面（施策情報登録サイト）を開放しております。



施策マップと施策情報登録サイトの連携イメージ図

施策登録者とは

施策情報登録サイトに施策情報を登録頂く方
 - 府省庁、都道府県、市区町村など

施策利用者とは

『施策マップ』をご利用頂く方
 - 中小企業・小規模事業者、支援機関および施策登録者など

次ページより施策情報登録を行う事前準備のステップをご案内します。

ステップ1
申請する

ステップ2
情報を入力する

ステップ3
ログインする

2. 利用申請について（ステップ1）

この施策情報登録サイトを利用される方は、ステップ1～ステップ3の手順に従って、利用申請を行ってください。

ステップ1. 申請する

以下の必要事項を記入の上、
中小企業庁 施策情報登録サイト運用担当者へ
【メール】で申請してください。

<必要事項>

【宛先】に以下を入力してください。
sesakumap@meti.go.jp

【件名】に以下を入力してください。
【施策情報登録サイト】アカウント発行依頼 **自治体名**
（「**自治体名**」に所属する自治体名を入れてください。
例【施策情報登録サイト】アカウント発行依頼 ○○県）

【本文】に下記必須項目（※1）を入力してください。
組織名
組織コード ：ご自身の自治体コード（※2）を記載
管理者になる方の氏名（※3）
管理者になる方の所属部署名
管理者になる方のメールアドレス
登録になる方の電話番号

- ※1 必須項目が漏れている場合、アカウントが発行できない場合がございます。
- ※2 自治体コードについて全国地方公共団体コードで該当の番号をお調べください。
<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>
または「総務省 全国地方公共団体コード」で検索
- ※3 本ステップで申請・承認された担当者は、当該自治体の代表（グループ管理者）になります。グループ管理者決定以降、同一自治体内より施策情報登録サイト運用担当者宛に利用申請があった場合は、当該自治体のグループ管理者の氏名及び所属部署、登録メールアドレスをお伝えします。自治体内利用者（入力担当者）として、グループ管理者へ改めて利用申請を行って下さい。

2. 利用申請について（ステップ2）

この施策情報登録サイトを利用される方は、ステップ1～ステップ3の手順に従って、利用申請を行ってください。

ステップ2. 情報を入力する

申請後、施策情報登録サイト運用担当者より、施策情報登録サイトにアクセスする為の情報をお知らせいたします。

必須項目で記載頂いた担当窓口のメールアドレス宛に施策情報登録サイトを利用頂くのに必要な情報を返信いたします。

- ①URL
- ②ユーザーID（グループ管理者用）
- ③初期パスワード（グループ管理者用）
- ④入力マニュアル

申請後に一定期間経過しても施策情報登録サイト運用担当者より返信が無い場合は、本ガイド最終ページ記載のお問い合わせ先までご連絡下さい。

※頂いた担当窓口のメールアドレス宛に何らかの理由で送付できなかった可能性があります。

2. 利用申請について（ステップ3）

この施策情報登録サイトを利用される方は、ステップ1～ステップ3の手順に従って、利用申請を行ってください。

ステップ3. ログインする

施策情報登録サイトにログインして、取り扱っている施策情報を登録してください。

施策マップ 施策情報登録サイト

関係者ログイン

ユーザーID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>
	<input type="button" value="ログイン"/>

施策情報登録サイトのログイン画面

その他何か不明点がございましたら、本ガイド最終ページ記載のお問合わせ先までご連絡下さい。

3. よくあるお問い合わせ

Q 1. 施策情報を登録したいが、まず何をすればいいのでしょうか。

A 1. P4掲載「利用申請について」を参照ください。

Q 2. ユーザーIDやパスワードを発行して貰ったが、無くして（または忘れて）しまった。

A 2. 施策情報登録サイト運用担当者（＝中小企業庁担当者）にご連絡ください。ユーザーIDの再発行またはパスワードリセットを行います。

Q 3. ユーザーIDを変更したい。

A 3. ユーザーIDの変更は受け付けておりません。
(異なるユーザーIDの使用を希望する場合は再発行になります)

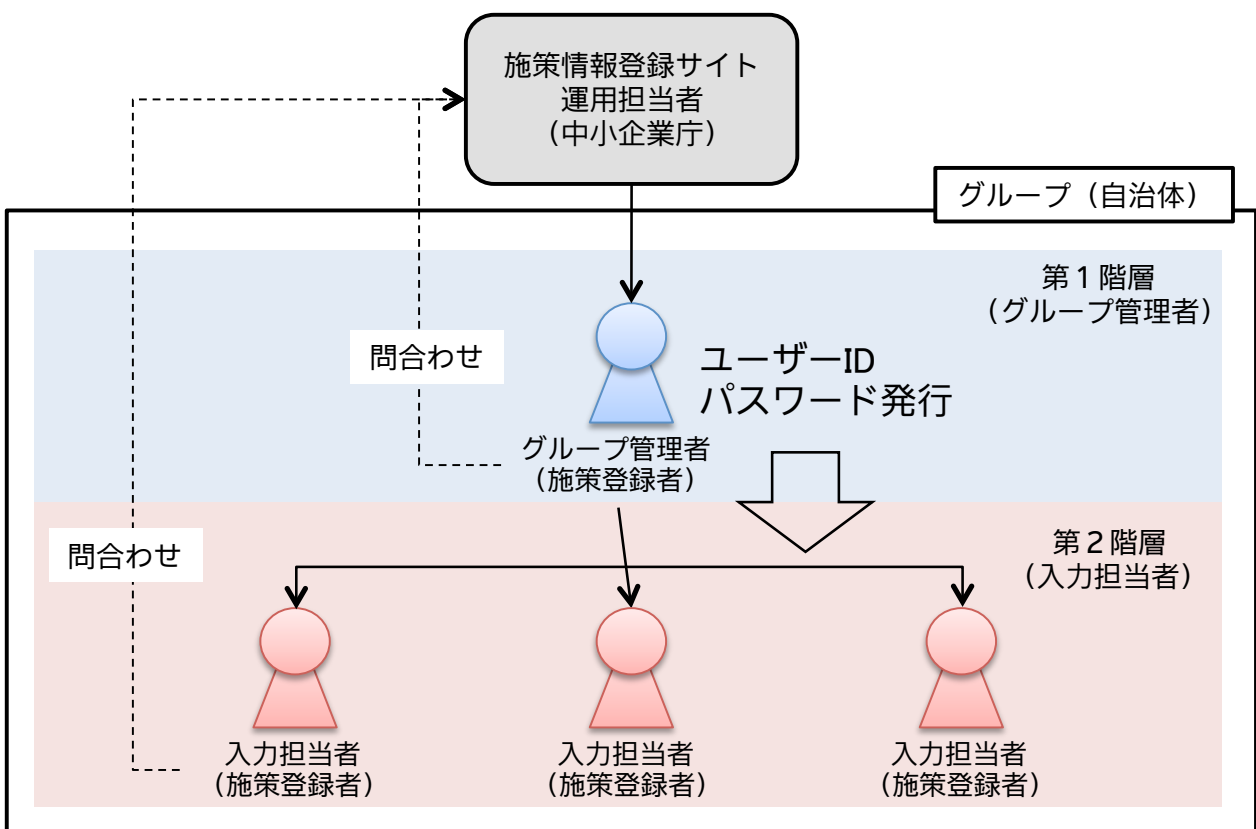
Q 4. マニュアルなど使い方を説明している資料が欲しい。

A 4. 利用申請をいただいた後、ユーザーID及び初期パスワードのご連絡の際にあわせて送付させていただきます。

3. よくあるお問い合わせ

Q 5. マニュアル記載のグループ管理者と入力担当者の違いがわかりません。

A 5. 施策情報登録サイト運用担当者（＝中小企業庁担当者）が発行するユーザーIDは、グループ管理者（自治体の担当窓口）が使用するものです。
グループ管理者は同じグループ内で入力担当者が使用するユーザーIDを発行することができます。



4. お問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁
施策情報登録サイト 運用担当者

電話番号（月～金）：03-3501-1709 (17:00まで)

メールアドレス　　：sesakumap@meti.go.jp